

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年10月11日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

- (1) 名 称 2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務
- (2) 内 容 本件業務は、2025 日台観光サミット in 鳥取（以下「サミット」という）開催を通して、自然、食、温泉等の観光資源や伝統文化、体験等、鳥取県らしさを日台双方の会議参加者に訴求するとともに、地元関係者を含めた参加者の交流を深め、台湾から本県への誘客促進に繋げるため、サミット実施計画を策定し、かつ当該サミットの運営を行うもの。
詳細は「2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の別添「2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和7年8月29日まで
- (4) 予 算 額 金30,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、単独企業又は委託業務受託のために結成された共同企業体（JV）とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「運送・旅客業」の「旅行代理及び旅客業」に登録されている者であること。
- ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下、「県内事業所」という。）を有していること。
- カ 本件調達の公告日から起算して過去10年間（平成26年度以降）に、国または地方公共団体のいずれかから受託した類似業務を行った実績を有すること。（類似業務とは、ランドオペレーション業務を伴うイベント運営等を指す。）

(2) 共同企業体（JV）

- ア 共同企業体のすべての構成員が、法人格を有すること。
- イ 共同企業体の構成員のうち、いずれかの者が（1）のイ、オ、カの要件を全て満たしていること。
- ウ 共同企業体の全ての構成員が（1）のア、ウ、エの要件を全て満たしていること。
- エ 共同企業体の各構成員が、このプロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業

体の構成員でないこと。

3 実施要領の交付

実施要領は、令和6年10月11日（金）から同年11月6日（水）までの間に、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課ホームページから入手すること（<https://www.pref.tottori.lg.jp/1326.htm>）。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び交付時間

令和6年10月11日（金）から同年11月6日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課
電話 0857-26-7221
ファクシミリ 0857-26-8308
電子メール kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp

4 参加申込書等の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加申し込みを行うものとする。

(1) 提出書類（各1部）

ア 2025日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務委託に係る公募型プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書（実施要領別紙）

イ 会社概要

任意様式とするが、概要には「会社名」、「代表者職・氏名」、「本社所在地」、「県内事業所の有無及び県内事業所の所在地」、「資本金」、「従業員数」、「設立年」、「会社の主な業務内容」及び「特記事項」を含むものとする。なお、共同企業体（JV）にあつては、構成事業者すべてのものを記載すること。

(2) 提出方法

郵便等または持参によること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。以下「書留郵便等」という。）によることとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※持参の場合の受付時間は、令和6年10月11日（金）から同年11月6日（水）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出期限

令和6年11月6日（水）午後5時15分まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出場所

3の（2）の場所に同じ。

(5) 資格審査

（1）から（4）までの定めにより提出のあった書類を審査の上、このプロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年11月8日（金）までに通知する。

5 企画提案書の作成、提出等

(1) 提出書類

ア 2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務企画提案書（実施要領別添様式）

（ア）提出部数：【社名の記載があるもの】 正本 1 部（添付資料も同様）

【社名を伏せたもの】 正本 1 部、副本 10 部（添付資料も同様）

（イ）企画提案資料は、A 4 サイズとする（A 3 版の折込可）。縦横及びページ数は問わない。

（ウ）企画提案の内容を理解するための参考となる資料（様式任意）を添付すること。

イ 見積書

任意様式とするが、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額を記載することとし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、見積金額の積算内訳が分かる資料を添付すること。

なお、上記 1 の（4）に示す予算額を超える見積書は無効とする。

【共同企業体にあつては次の書類を追加】

ウ 共同企業体協定書（予定案で可、様式任意）

エ 構成事業者の業務分担のわかるもの

(2) 提出方法

郵便等または持参によること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便等によることとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※持参の場合の受付時間は、令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金）から同年 1 1 月 1 5 日（金）までの日（休日等を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

(3) 提出期限

令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）午後 5 時 1 5 分まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出場所

3 の（2）の場所に同じ。

(5) 質問の受付

このプロポーザルに関する質問は、令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）までに、書面又は電子メールで上記（4）の提出場所に提出するものとする（様式は任意）。

なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて令和 6 年 1 1 月 1 日（金）までにインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課ホームページに掲載する（<https://www.pref.tottori.lg.jp/1326.htm>）。

6 審査方法

- (1) 提出された企画提案等の順位を決定するため、実施要領に基づき「2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務委託プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は 5 名程度（2 名以上の鳥取県職員以外の有識者を含む。）で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- (4) 審査会は実施要領別添「2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・運営業務プロポーザル審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき、企画提案書等の内容を審議し、評価を行う。

7 最優秀提案者の選定方法

- (1) 6 により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
- (2) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

8 審査会（プレゼンテーション）の実施

- (1) 日時
令和6年11月22日（予定）
- (2) 場所
鳥取県庁（予定）
- (3) 条件
プレゼンテーション時間の10分前には受付を済ませること。
プレゼンテーションは一提案につき15分以内（厳守）とする。
業務処理責任者が主としてプレゼンテーションを行うこと。
- (4) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は無効とする。
- (5) プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書提出時の資料のみとし、追加資料配付は認めない。
- (6) プレゼンテーションの後、15分間程度の質疑応答を行う。

9 契約の締結

7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

10 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額（以下「委託料上限額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 県ホームページ掲載（公募開始） | 令和6年10月11日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 〃 10月25日（金） |
| (3) 質問回答 | 〃 11月1日（金） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 〃 11月6日（水） |
| (5) 参加資格有無通知 | 〃 11月8日（金） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 〃 11月15日（金） |
| (7) 審査会開催（審査実施） | 〃 11月22日（金）※予定 |
| (8) 審査結果の通知 | 〃 11月26日（火）※予定 |
| (9) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 〃 11月下旬 ※予定 |
| (10) 契約締結 | 〃 11月下旬～12月上旬 ※予定 |

12 その他

- (1) 企画提案書の無効
2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。
- (2) 提案者の失格
審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、企画提案書等の内容にかかわらず失格とする。

- (3) 審査結果の通知
審査結果は、提案者全員に通知するものとする。
- (4) 企画提案書の取扱い
企画提案書は返却しない。
なお、本県に掲出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 参加費用
このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 著作権の取扱い
ア 最優秀提案者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。
イ 最優秀提案者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
ウ 本県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 契約の解除
受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に本県が契約を解除するときは、受注者は違約金として委託料上限額の10分の1に相当する金額を本県に支払わなければならない。
また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
(イ) 暴力団員を雇用すること。
(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (8) その他
ア 詳細は、仕様書、実施要領及び審査要領による。
イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。